

新規登録案件候補一覧

番号	国名	案件名	措置等の内容	WTO協定その他国際ルール上の問題点
1	EU	スペアパーツへの意匠権の権利行使問題	<p>修理目的のスペアパーツに意匠権が及ばないとする「修理条項」の有無は、EU各加盟国ごとに異なるが、2016年に公表された「欧州における意匠保護の法的レビュー」によれば、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、英国、スペインが「修理条項」を有している。</p> <p>また、共同体意匠については、共同体意匠規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002) 第110条で、修理目的のスペアパーツには意匠権の行使が及ばないことが規定されている。</p> <p>TRIPS協定第26条第2項は、加盟国が意匠の保護の例外を定めることができるとする一方、「保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする」とも規定していることから、修理目的のスペアパーツを意匠保護の例外とすることが同規定に整合するかについて、議論の余地がある。修理目的のスペアパーツに意匠権の行使が及ばないとすれば、イノベーションが損なわれる懸念がある。</p>	TRIPS協定